

函 福 介

平成21年5月18日

各居宅介護支援事業所 管理者 様
各函館市地域包括支援センター 管理者 様
各訪問介護事業所 管理者 様

函館市福祉部介護高齢福祉課長

訪問介護における「散歩同行」について

日頃から介護保険業務にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、訪問介護における「散歩同行」は全国的にも不適切との取り扱いがなされてきたところですが、昨年12月の国会において、厚生労働省から「訪問介護における散歩の同行については、適切なマネジメントに基づき、自立支援、日常生活活動の向上の観点から、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うものについては、利用者の自立した生活の支援に資するものと考えられることから、現行制度においても、介護報酬の算定は可能である。」との見解が示されたところです。

この見解を踏まえ、本市における「散歩同行」について、別紙の取り扱いとすることとしましたので、今後、適切に取り扱われるようよろしくお願いいたします。

なお、本取り扱いは、平成21年6月1日から適用します。

福祉部介護高齢福祉課
介護サービス担当
TEL 0138-21-3023

函館市における訪問介護の「散歩同行」について

訪問介護における「散歩同行」については、自立支援や日常生活を営むうえで必要な機能（ADL）の向上の観点から、適切なケアマネジメントに基づき、必要性がケアプランに位置付けられ、かつ、サービス担当者会議において了承を得ていることを前提に、安全性を確保しつつ常時介助できる状態にある場合に、介護報酬の算定を可能とする。

具体的には、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に認められることとなる。

- ① 歩行機能の向上や低下の防止、ひきこもりの解消等のために行われること。
- ② 居宅周辺や近隣公園などへの短時間の「散歩」であること。
- ③ 「散歩同行」を位置付けたケアプランについて、短期目標として設定した期間ごとに、サービスの継続性や必要性、他の介護保険サービスへの移行に関する検証を行うこと。
- ④ 通所介護や通所リハビリなどの他の介護サービスを受けていないこと。
- ⑤ 家族やボランティアなどの支援を受けることが困難であること。
- ⑥ 趣味趣向による単なる散歩ではないこと。

※ なお、天候により散歩同行ができなくなった場合は、他の訪問介護サービスに変更することはできないので注意すること。

【対象となる例】

ひきこもりがちな利用者に対し、適切なマネジメントにおいて、将来「デイサービスを利用すること」を長期目標とし、すぐには外出できないため、近くの公園への散歩からはじめることを短期目標とした。

→自立支援の見守りの援助として算定可能

【対象とならない例】

近所の公園へ行くことを日課としている利用者に対し、「散歩」をケアプランに位置付けた。

→趣味の範囲であるため算定不可